

自治体連携によるカーボンオフセット事業実施に向けて 「杉並区と青梅市との共同による森林整備に関する協定」 を締結しました

3月23日、区は、交流自治体である青梅市との共同による森林整備に関する協定を締結しました。青梅市が所有する森林を、杉並区が森林環境譲与税を活用して整備することを通じて、二酸化炭素の排出量と削減・吸収量を相殺するカーボンオフセット事業を実施していきます。

3月23日（木）14時から、青梅市役所において「杉並区と青梅市との共同による森林整備に関する協定」の締結式が執り行われました。

杉並区と青梅市は、平成21年に「杉並区及び青梅市の交流に関する協定」を締結し、これまでも交流を続けていました。

杉並区は、2050年ゼロカーボンシティの実現に向け、現在、策定を進めている「杉並区地球温暖化対策実行計画」のもと、今後、様々な取り組みを実施していきます。今回の協定締結により、青梅市が所有する森林を、杉並区が森林環境譲与税を活用して整備することを通じて、森林が持つ二酸化炭素の吸収量の拡大を図るとともに、区が排出する二酸化炭素と相殺するカーボンオフセット事業を実施していきます。今後、整備する森林等を活用した区民参加の体験型森林環境学習の実施に向けた取り組みも進める予定です。

本日の協定締結式で、岸本聡子区長は、「今回の森林整備をきっかけに、温暖化対策に寄与するとともに、青梅市と杉並区の交流が一層深まっていくことを願っています。」とあいさつをしました。

また、協定締結式終了後、青梅市職員とともに、整備対象の森林（黒仁田山林）等を視察しました。



【問い合わせ先】

環境部温暖化対策担当：03-3312-2111 内線3701

総務部広報課：03-3312-2111（代表）